

錦江町農業委員会 6 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 6 年 6 月 2 5 日（火） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 10 人）

会長	1 番	安水 純一
会長代理	2 番	鳥越 秀一
委員	3 番	宿利原 勝吉
委員	4 番	元丸 敏朗
委員	5 番	宿利原 進
委員	6 番	安田 憲次
委員	7 番	徳永 哲朗
委員	8 番	鍋 康博
委員	9 番	貫見 和洋
委員	1 0 番	畠中 正秋
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	寺田 郁哉
委員	1 3 番	毛下 利美
委員	1 4 番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席 農業委員 鳥越委員

○事務局職員 事務局長 坂口 美智代

書記 永田 宗成・折久木 まり子・中野 好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第9号 農地法第3条許可申請について

議案第10号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第11号 農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対す
る農業委員会の意見聴取について

議案第12号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表について

○事務局	お疲れ様です。それでは時間を若干過ぎてしまいましたが、ただいまから令和6年6月定例総会を開会いたします。 まず、農業委員会憲章朗読を11番本釜委員にお願いいたします。
○本釜委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。大変じめじめした日が続いております、体調のほうには十分留意していただいて、仕事、そして委員会活動を頑張っていっていただきたいと思います。暖冬だったせいか今全国的にカメムシが異常発生しており、みんな駆除に大変な思いをされているようです。私の作っているサツマイモに関して言いますと薩摩半島のほうでイモゾウムシという厄介な虫が発生しており、これが異常発生してくるとその地域でのサツマイモの持ち出しができなくなるという大変厄介な虫であります。それと志布志のほうではマメゾウムシというまたやっぱりゾウムシなんです、これが異常発生しており普通は豆類のところにいるんでしょうけれども、サツマイモ畑のほうにも入り込んできてかじったり、卵を産みつけたりして志布志のほうのサツマイモ農家は大変苦労しているようです。錦江町のほうにいつ入ってくるか分かりませんので、駆除をしながら頑張っていきたいと思っております。それではただいまより令和6年6月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。鳥越委員より欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に9番貫見委員と10番畠中委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、1ページです。6月の会務報告をいたします。4日肝属地域農政企画推進会議の総会、それから肝属地域農業改良普及事業協議会の総会が鹿屋市で開催されております。5日県の農業会議第106回通常総会が開催されましたが、委任状で欠席をさせていただいております。それから議会の初日でした。6日議会の一般質問がありました。10日大隅地域基腐病対策プロジェクト本部総会が鹿屋市で開催されております。14日田代地区認定農業者の総会が花瀬川苑で開催されました。そして本日25日農業委員会6月定例総会となっております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、附議事項に入ります。議案第9号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号4番の譲渡人の方が〇〇さ

	<p>ん、橋ノ口の方です。経営規模はお目通してください。場所は4筆ありまして、田代麓字中村ノ下に1筆、田代麓字中村上原に3筆あります。地番はお目通してください。地目につきましては台帳現況とも田が1筆と台帳現況とも畑が3筆となっております。地積については合計で10,424㎡です。譲受人の方が〇〇、柴立となっております。経営規模につきましては、お目通してください。受付番号5番の譲渡人の方が〇〇さん、大阪府の方です。経営規模はお目通してください。場所は田代川原字早瀬975番、地目は台帳現況とも田、地積が255㎡です。譲受人の方が〇〇さん、早瀬の方です。経営規模はお目通してください。以上になります。</p>
○会長	<p>受付番号4番について貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>はい、4番について報告いたします。これは3月にあっせんに上がってきた案件でございます、〇〇さんのほうからもう〇〇円でいいから誰か買う人を見つけてくれと話がございます、〇〇の〇〇さんに相談したところ、買ってもいいということで引受けてもらえました。そしてもう現在は4反ほど、薬草であります明日葉をもう植え付けをされております。ということでもう今、〇〇さんは霧島市のほうに在住されておまして、どうしてもこの土地を処分したいという考えが強かったようでございまして、もう安くでもいいから処分したいということでありました。問題はないと思います。</p>
○会長	<p>次に受付番号5番について白桃推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○白桃推進委員	<p>この案件は、〇〇さんといひまして、〇〇君のおじさんに当たります。〇〇君の田んぼに挟まれているもんですから、かねてからもらってくれというようなことで話があったみたいです。今何も植えてないんですけれども何かこう果樹を植えたいというような話でした。以上です。</p>
○会長	<p>これは〇〇円ということですか。</p>
○白桃推進委員	<p>はい。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○宿利原勝吉委員	<p>はい。</p>
○会長	<p>はい、宿利原勝吉委員。</p>
○宿利原勝吉委員	<p>1町歩で〇〇円ということやっつけ。</p>
○貫見委員	<p>はい、です。もう相手方からは安くてもいいから、〇〇でいいということで。</p>
○宿利原勝吉委員	<p>だいぶ安なったねと思って。</p>
○会長	<p>ほかにありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第9号について</p>

	は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第9号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第10号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため委員の退席を求めなければならない案件もあることから、2回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号18番から26番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは5ページになります。受付番号18番の貸し人の方が〇〇さん、大原の方です。場所が田代麓字大浦地4620番、地目が田、地積が1,126㎡のうち460㎡です。期間につきましては、令和6年6月26日から令和10年12月14日です。小作料は〇〇円です。借り人の方は〇〇、神川新町です。受付番号19番の貸し人の方が〇〇さん、早瀬の方です。場所が田代麓字大浦地4621番、地目が田、地積が420㎡です。期間が令和6年6月26日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方は〇〇、神川新町です。受付番号20、21番の貸し人の方が〇〇さん、大原の方です。場所は2筆ありまして、いずれも田代麓字大浦地です。地番はお目通しください。地目は2筆とも田で、地積は合計で1,900㎡です。期間が令和6年6月26日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方は〇〇、神川新町です。受付番号22、23番の貸し人の方が〇〇さん、大原の方です。場所は2筆ありまして、田代麓字大浦地と田代麓字藤野です。地番はお目通しください。地目は2筆とも田です。地積は合計で1,419㎡です。期間が令和6年6月26日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、神川新町です。受付番号24から26番の貸し人の方が〇〇さん、盤山の方です。場所は3筆ありましていずれも田代麓字藤野です。地番はお目通しください。地目は3筆とも田で、地積が合計で1,487㎡です。期間が令和6年6月26日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、神川新町です。また別紙です。今回の借り人の方の詳細がA4の用紙で配付してありますので、そちらのほうもご覧ください。以上になります。
○会長	はい、事務局から説明がありましたが、ここで中野推進委員の報告をお願いいたします。
○中野推進委員	はい、〇〇さんにつきましては、この人はもう施設に入っておいやれないので、借りる人がいたら貸してくれということだったので、私が〇〇さんに声をかけさせていただきました。この〇〇さんについては、ここに地番があるちゅうのを知らないでいらっちゃって、貸してもいいということだったので、許可

	<p>をもらいました。〇〇さんについても、自分はもう歳だからもう面積を減らしたいちゅうことで、もう荒れる途中だったんですけど、ぎりぎりでも〇〇さんが借りてくれるちゅうことだったので、ありがたく、じゃ、もう貸しますちゅうことだったです。〇〇さんについても、もう荒れるところだったので助かりますちゅうことでした。〇〇さんのところも上の4畝か5畝以外はもう去年、台風で川に浸かってもう諦めやって、もう誰か借りてくれんどかいということだったので、全部ここを〇〇さんが作ってくれるちゅうことだったので、相談させていただきました。以上です。</p>
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、何か質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号18番から26番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号18番から26番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に受付番号27番について審議しますが、公平な審議とするため、〇〇推進委員は退席をお願いいたします。それでは受付番号27番についての事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは引き続き5ページになります。受付番号27番の貸し人の方が〇〇さん、愛知県の方です。場所は田代麓字出口2916番1、地目が田、地積が1,020㎡です。期間が令和6年6月26日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。また先ほど説明したとおり、別紙でA4のほうの用紙が配布してありますので、そちらのほうもご確認ください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、ここで折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	はい、説明します。場所は田代麓、旧田代高校の前あたりで、山下集落内でございます。去年まで作っていられた人が亡くなられて、〇〇のほうで隣りを作ってもらったので、ついでにちょっと手を広げて作ってもらえませんかという相談をしましたところ、心やすくいいですよって言われたので。もう既に、米を植えてもらってらっしゃるようですので、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号27番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号27番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。そ

	れでは、続いて議案第 11 号農用地利用集積等促進計画に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	ではまず 7 ページをお開きください。こちらのほうはですね 8 月 1 日開始からの分になります。この分が受け手の方ですね、受け手の方は、〇〇と〇〇さんと〇〇さんの 3 名となっております。場所につきましては、田代麓に 9 筆、内訳としては、田が 8 筆の 6,419 m ² と畑が 1 筆の 5,341 m ² です。城元に 1 筆のこれが畑で 3,711 m ² となっております。合計で 10 筆の 15,531 m ² です。期間につきましてはいずれも令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日の 5 年間となっております。出し手の方が、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 4 名というふうになっております。ページをめくりまして 8 ページになります。こちらは 9 月 1 日から開始の分になります。こちらのほうは受け手の方が 1 名の〇〇さんが 1 名です。場所は 3 筆ありまして、馬場に 3 筆です。地目はいずれも田で、地積が 2,533 m ² となっております。期間のほうが令和 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの 5 年間となっております。出し手の方が〇〇さん 1 名となっております。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第 11 号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 11 号については、原案のとおり承認することに決定しました。 続いて議案第 12 号令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	(資料により説明)
○会長	ただいま事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第 12 号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 12 号については原案のとおり決定しました。以上で令和 6 年 6 月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上をもちまして令和 6 年 6 月の定例総会をこれで終了いたします。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

9 番

10 番

議事録調整者